

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
(略)	(略)
3. 地域再生計画の区域 <u>浜名港（静岡県浜名郡新居町・静岡県浜松市）及び村櫛漁港（静岡県浜松市）の区域</u> (略)	3. 地域再生計画の区域 <u>浜松市及び静岡県浜名郡新居町の区域の一部（浜名港及び村櫛漁港）</u> (略)
4. 地域再生計画の目標 (略) こうした状況を解消するため、本計画において航路浚渫を行い、漁船の安全航行の確保を通じた漁業活動の活性化を図る。 (略) 係船杭による暫定係留施設を整備したことにより、地区内の放置艇はほとんど解消され、秩序ある利用環境に生まれ変わったが、暫定措置は <u>平成22年度までとされているため、県・市、それぞれが受け持つ暫定係留施設の恒久化を早急に行うことが急務となっている。</u> (略) (目標1) 暫定係留 <u>263</u> 隻の恒久化 (略)	4. 地域再生計画の目標 (略) こうした状況を解消するため、本計画において航路浚渫を行い、漁船の安全航行の確保を通じた漁業活動の活性化と <u>養浜による砂浜の再生</u> を図る。 (略) 係船杭による暫定係留施設を整備したことにより、地区内の放置艇はほとんど解消され、秩序ある利用環境に生まれ変わったが、暫定措置は <u>原則として平成22年度までとされており、また、一部で恒久係留施設の整備が遅れているものの既に恒久係留施設の係留予定者が決定していることから、県・市、それぞれが受け持つ暫定係留施設の恒久化を早急に行うことが急務となっている。</u> (略) (目標1) 暫定係留 <u>389</u> 隻の恒久化 (略)
5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 暫定係留施設の恒久化を図るため、浜名港に <u>258</u> 隻、村櫛漁港に5隻の恒久係留施設を建設しうるおののある水辺空間と地域景観の向上を図る。 (略)	5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 暫定係留施設の恒久化を図るため、浜名港に <u>384</u> 隻、村櫛漁港に5隻の恒久係留施設を建設しうるおののある水辺空間と地域景観の向上を図る。 (略)
5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 (略)	5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 (略)
「整備量」 ・港湾施設…係留施設、航路 ・漁港施設…係留施設 「事業期間」 ・港湾施設 平成17年度～平成 <u>21</u> 年度 ・漁港施設 平成18年度 「事業費」 ・総事業費 <u>840,500</u> 千円 港湾施設 <u>829,000</u> 千円(うち交付金 <u>331,600</u> 千円)	「整備量」 ・港湾施設…係留施設、航路 ・漁港施設…係留施設、 <u>航路</u> 「事業期間」 ・港湾施設 平成17年度～平成 <u>24</u> 年度 ・漁港施設 平成18年度～平成 <u>23</u> 年度 「事業費」 ・総事業費 <u>1,465,800</u> 千円 港湾施設 <u>1,392,000</u> 千円(うち交付金 <u>556,800</u> 千円)

漁港施設 13,800千円(うち交付金 6,900千円)
(略)

6. 計画期間

平成17年度から平成21年度
(略)

漁港施設 73,800千円(うち交付金 36,900千円)
(略)

6. 計画期間

平成17年度から平成24年度
(略)